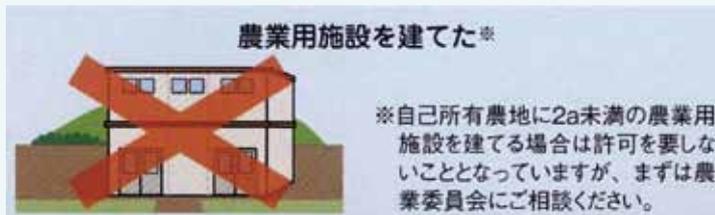


農地転用は農地法の許可が必要です

例 無断転用

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、いわゆる「無断転用」が後を絶ちません。



無断転用や許可どおりに転用しなかったら

無断転用した場合や、転用許可時の事業計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や現状回復等の命令、罰則が適用されます。新しい農地制度により罰則は強化され、罰金額が大幅に引き上げられました。



農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、適切に行われる必要があります。

平成21年12月から改正された新しい農地制度では許可の対象をひろげ、違反転用の罰則が強化されるなど、農地転用規制が厳格になりました。

わが国の食料自給力を高め、食料安全保障のため、みんなが優良な農地を守りましょう。

◎問い合わせ先

長島町農業委員会

☎ (86) 1111

内線 2211

罰 則 平成21年12月～

違反転用および現状復帰命令違反

3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)